

第 10 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和元年10月17日(木)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春
15 守山 孝之・16 中谷 秀也・18 結城 晋三
20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上9名

欠席委員 17 西森 偉統

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：澤田担当副主幹、柴山担当副主幹
白山：境担当副主幹 美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 時効取得による所有権の移転について
報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願いについて(所有権移転)
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第10回第2農地部会を開会いたします。本日の欠席は17番西森委員です。出席委員数は9名でございます。

 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

 22番 中野 たつ子委員、24番 前田 孝幸委員の両委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしました通りでございますのでよろしくお願いいたします。

 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。

 報告第1号から報告第6号につきまして事務局から一括して報告をいたします。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。

 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

 番号1から3で、合計件数は3件、合計面積は田で1,492㎡でございます。

 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

 2ページから3ページをお願いいたします。

 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

 番号1から8で、合計件数は8件、合計面積は7,026㎡で、その内訳は田が3,724㎡、畑が3,302㎡でございます。

 これらにつきましては、相続の届出でございます。

 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

 4ページをお願いいたします。

 報告第3号 農地法第4第1項第7号の規定による届出について、でございます。

 番号1 一般個人住宅用地・駐車場用地

 番号2 一般個人住宅用地

 でございます。

 以上、合計件数は2件、合計面積は畑で481㎡でございます。

 5ページをお願いいたします。

 報告第4号 農地法第5第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

 番号1 駐車場用地

番号2 宅地造成
番号3 一般個人住宅用地
でございます。

以上、合計件数は3件、合計面積は畑で1, 378㎡でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第5号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者、____、申請地は田および畑で、取得年月日は昭和55年12月17日でございます。

この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、数は1件、合計面積1, 663㎡で、その内訳は田が1, 138㎡、畑が525㎡、合計面積は1, 663㎡でございます。

7ページをお願いします。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、株式会社 ____、主たる耕作物 肉牛、耕作面積 田1.4ha。

以上件数は1件で、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議 長 次に議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 ____、面積 7,722㎡、渡人 ____、面積 5,178㎡、申請地 庄田町若林____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 52㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から、耕作利便のよい申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 栗葉、受人 ____、面積 47,750㎡、渡人____、

面積 968㎡、申請地 稲葉町柵_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 968㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、面積 47,750㎡、渡人 _____、面積 1,416㎡、申請地 稲葉町柵_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,139㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 波瀬、受人 _____、面積 18,850㎡、渡人 _____、面積 1,431㎡、申請地 一志町波瀬川原出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 347㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号5、地区 川合、受人 _____、面積 5,135㎡、渡人 _____、面積 293㎡、申請地 一志町小山鳥居ノ本_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 293㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 竹原、受人 _____、面積 4,781㎡、渡人 _____、面積 3,762㎡、申請地 美杉町竹原西ノ川原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,270㎡ 外2筆、合計面積 3,104㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号7、地区 竹原、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、面積 8,926㎡、渡人 _____、面積 3,027㎡、申請地 美杉町竹原東垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,609㎡ 外3筆、合計面積3,027㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、合計件数は7件、合計面積は8,930㎡で、その内訳は、田が7,445㎡、畑が1,485㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局から説明がありました。地元委員のご意見を伺います。 1番から。
森 委 員	7番 森です。10月9日に現地調査を行いました。諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員の方と現地調査致しました。現場は、津市庄田町の、_____南側で、支障も無く、現地調査を終えました。 2番、3番も、同じ日に、諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員と調査を致しました。現場は、_____から_____ところです。渡人が営農縮小、受人が農地を拡大するというので、現地調査も支障なく終わりました。
議 長	4番お願いします。
宮本委員	14番 宮本です。9日の日に、守山会長と、前田委員、地元推進委員立ち会いの元で確認を致しました。本人さんの立ち会いでございました。何ら問題ないと思います。
議 長	5番。
前田委員	24番 前田です。10月9日、守山会長、宮本委員、推進委員の方と現地を確認いたしました。両方とも畑を耕作しており、あとは事務局説明どおりです。何ら問題ないと思います。
議 長	6番、7番。
結城委員	18番 結城です。9日の日に、地元推進委員、事務局と現地を確認致しました。受人は農業にやる気のある方で、どれだけやってくれるか期待をしております。 7番は渡人が相続して管理、耕作せずに荒地地となっています。受人は_____。どうするのやと聞いたら、草を刈り、開墾して茶畑にすると。ええことやおおいにやってくれと、現地を確認したところです。
議 長	地元委員より説明がありましたが、皆さんの意見を伺います。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

9ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）、
でございます。
番号1、地区 丹生俣、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町
丹生俣庄司_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,348㎡ 外7筆、
合計面積 4,009㎡。
これにつきましては、令和元年7月17日付けにて許可を受けましたが、売
買不成立となったため、許可の取消願いが提出されております。
以上、件数は1件 合計面積は4,009㎡、その内訳は田で1,753㎡、
畑で2,256㎡でございます。
以上で説明終わります。
ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

結城委員

18番 結城です。これについては、売買不成立で取り消されたものです。
家と山林を含んでいたんですが、値段が折り合わず、取り消してくれという話
しを聞いてきました。

議長

地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。
いかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいた
だきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号については承認することに決定し
たいと思います。

議長

続きまして、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

10ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ござい
ます。
番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居明神町風早_____、
台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 2,046㎡。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
申請地からほど近い、_____従業員用駐車場として一括貸出する計画で

す。

なお、申請人が相続をする以前、10年ほど前に当時の地権者である申請人の父が、土を入れ埋め立てた旨の始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川合、申請者 _____、申請地 一志町片野内山_____、
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 70㎡ 外1筆、合計面積 202㎡。

これにつきましては、申請地を進入路・庭用地・一般個人住宅用地とするものです。

なお、昭和元年ごろ、居宅を建築した際から、現在の用途にしている旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、合計件数は2件、合計面積は2,248㎡で、その内訳は、田が2,046㎡、畑が202㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。
1番お願いします。

田口委員 6番 田口です。9日午後、現地を確認致しました。守山会長、諸戸部会長、それから本庁、地元推進委員と見て参りました。詳細は事務局の説明通りです。なんら問題ないと思います。

議長 2番お願いします。

前田委員 24番 前田です。畑は現況が住宅用地で、事務局の説明通りで、何ら問題ないと思います。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

議長 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

11ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 戸木町八丁山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,654㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、690.30㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬会下 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 906㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、378.16㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬若柚 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 376㎡ 外2筆、合計面積 1,151㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、352.08㎡、南側の住宅への反射光等を未然に防止するため、住宅との距離を確保するためのパネルを設置しない空間を設けることから、パネルの設置率は、転用面積の30.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町岡谷ノ垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,023㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、528.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の51.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は4,734㎡、このうち田が1,929㎡、畑が2,805㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1 番お願いします。

田口委員 6 番 田口です。9 日午後、現地を確認致しました。守山会長、諸戸部会長、本庁事務局、地元推進委員と見て参りました。場所は_____、問題ないと思います。

議 長 2 番、3 番お願いします。

宮本委員 1 4 番 宮本です。2 は、9 日に、前田委員、地元推進委員、両者代表と立ち会いして参りました。3 は、会長、諸戸部会長、本庁事務局、地元推進委員と立会しました。こんな所できるのかなというぐらい荒れ取りましたが、してもらえそうです。問題は無いと思います。

議 長 4 番お願いします。

中谷委員 1 6 番 中谷です。9 日の日に守山会長、諸戸部会長、本庁事務局、西森、中谷両委員と、地元推進委員、白山総合支所担当職員らと確認して参りました。場所は_____。申請地の東に太陽光が建っており、何ら問題ないと思います。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 4 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 1 2 ページをお願いいたします。
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号 1、地区 榊原、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 榊原町並松 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 7 6 0 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、664.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の87.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 波瀬、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町波瀬十王寺 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 476㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、323.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の67.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 家城、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白山町二俣北出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,246㎡の内894.00㎡ 外2筆、合計面積1,983㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に10年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

隣接する宅地の一部を一体利用し、計画全体のパネル設置面積は412.4㎡、当該申請地の大部分が傾斜地であり、傾斜により設置不可となる面積が1653.52㎡、メンテナンススペースおよび車両置場として使用する面積98.5㎡であることから、計画全体におけるパネル設置率は、20.3%となります。

また、申請地の白山町二俣字北出 _____ については、昭和54年頃より既に駐車場として利用している旨の始末書が添付されております。

申請地の一筆の面積1,246㎡の内894㎡となっているものは、352㎡分が _____ として利用されているため、 _____ を除いた面積の申請となっております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川口、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白山町川口馬乗岩 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 287㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に5カ月間の賃貸借権を設定し、申請地を、 _____ 工事の際に利用する、事務所用地・駐車場用地・資材置き場用地として、一時転用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は3,506㎡、このうち田が1,089㎡、畑が2,417㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番お願いします。

森 委 員 7番 森です。10月9日に現地の確認を致しました。諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員と現地を確認致しました。現場は問題がなにもなく無事終わりました。事務局の説明通りでございます。

議 長 2番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。9日に守山会長、前田委員、地元推進委員、事務局と現地確認してきました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 3番、4番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。3番、10月9日に守山会長、諸戸部会長、本庁事務局、西森、中谷両委員、地元推進委員、白山総合支所担当者と見てきました。場所は_____で、20.3%の設置率は致し方無いと思います。
4番は以前もありましたが、井生地区の_____工事のための事務所用地、資材置場。前回は事務所が建ってから手続きをしていましたが、今回はきちんと手続きを踏んでいるので問題ないと思います。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 13ページをお願いいたします。
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。
番号1、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町高

野内屋敷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 244㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は田で244㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

前田委員 24番 前田です。10月9日、守山会長、宮本委員、地元推進委員と事務局で現地確認致しました。現地は周辺が宅地になっていまして、詳細については事務局の説明通りで何ら問題が無いと思います。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することに決定したいと思います。

議 長 次に別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、所有権移転で30,484㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,521㎡、契約件数は15件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で24,097.76㎡、畑の使用貸借で1,229㎡、契約件数は21件でございます。

白山地区につきましては、田の使用貸借、所有権移転で8,740㎡で、畑

の所有権移転で187㎡、契約件数は5件でございます。
美杉地区につきましては、契約件数はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて63,321.76㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて5,937㎡、合計契約件数は41件、合計面積は69,258.76㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区4件、一志地区で6件、白山地区で3件、合計13件、合計面積は34,899.76㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で31.7%、面積で50.4%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号13、ほか15件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

<退室>

議 長

この16件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました16件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

入室してください。

<入室>

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願い
します。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審
議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市
長に進達することにいたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第10回第2農地部会を閉会します。

午後2時48分

上記は、第10回第2農地部会の議事を録したものである。

令和元年10月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____